平成 29 年 1 月 15 日発行第 481 号　毎月1回 15 日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

1
2017

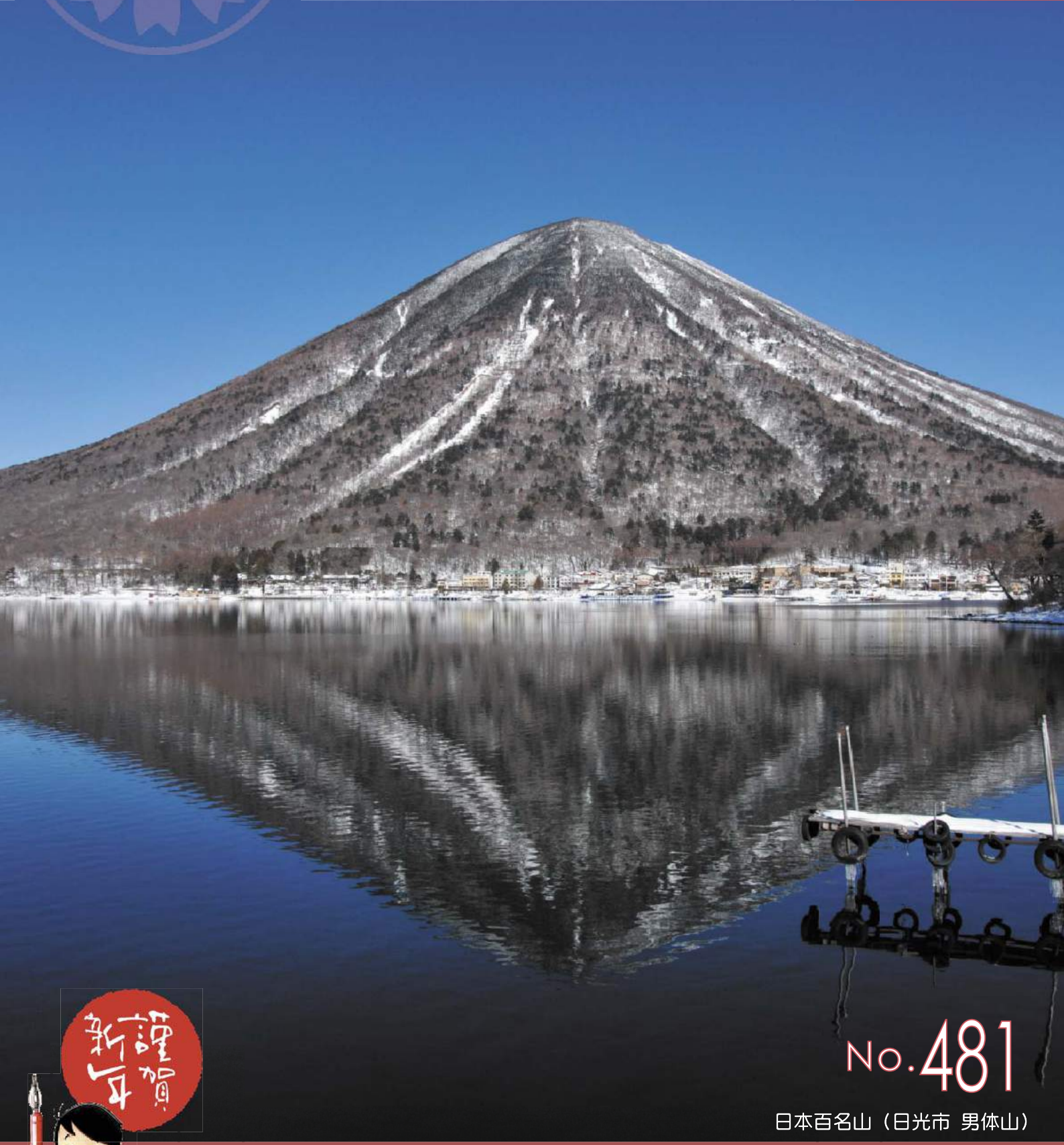

No.481

日本百名山（日光市 男体山）

マスコットキャラクター
アドちゃん

©高井研一郎

http://www.gt9.or.jp/gyosei

栃木県行政書士会

栃木県行政書士会会報誌
行政書士とちぎ

2017年
1月号
CONTENTS

1 目次、今月の表紙の一言
2 平成２９年会長年頭所感
3 新年知事挨拶
4 新年挨拶（栃木県議会議長、栃木県市長会会長）
5 新年挨拶（栃木県町村会会長、栃木県行政書士政治連盟会長）
6 年男年女のみなさん
9 栃木県行政書士会
14 交差点、業務関連図書（参考図書）のお知らせ
15 おじゃましま～す！
16 支局かわら版（佐野）
17 支局情報（小山）、木もれび
18 道楽オヤジ倶楽部
19 栃木県行政書士会カレンダー（2月）
20 日行連だより、県との共済による研修会・新春交流会の案内
21 政連だより
22 全国女性行政書士交流会ｉｎ宮城のご案内
23 研修会のお知らせ
27 財務経理部からのお知らせ、申請取次行政書士の動向
28 会員の動き、行政書士手帳販売のお知らせ

No. 481

今月の表紙の一言

日本百名山

撮影地：日光市　撮影者：大鹿幸雄（宇都宮支部）

男体山は、日光市にある標高２４８６ｍの火山で、山体は日光国立公園に属しており、日本百名山のひとつです。

（江戸時代）冬、栃木県平地部に吹く冷たい乾燥した北風を男体山（別称二荒山）の文字を取り、「二荒おろし」あるいは「男体おろし」と呼ばれていました。江戸時代末期に編纂された「橘守部家集」に「下毛（しもつけ）や二荒嶺（ふたらね）おろし小夜更けて　月影すごき　那須の篠原」とあるのが記録上の初出と言われています。

平成２９年　会長年頭所感

栃木県行政書士会

会長　横山　眞

新年おめでとうございます。

会の事業運営に対する皆様のご協力に感謝申し上げます。

年も改まったところで、行政書士が果たすべき役割、行政書士会が果たすべき役割について改めて考えてみようと思います。

行政書士の役割については、「官公庁へ提出する書類や権利義務又は事実証明に関する書類を作成すること」であると行政書士法第１条の２に書かれています。このことと行政書士法の目的から「官公庁へ提出する書類の作成、そしてそれを提出することや権利義務又は事実証明に関する書類を作成するという業務を適正に行うことにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、国民の利便に資する」ことが私たち行政書士の果たすべき役割であると言うことになります。これらの業務を行うことを通して、国民に認められた権利の実現に寄与し、権利を得ることにより課せられる義務の履行に寄与することもまた私たち行政書士の役割なのだと思うのです。

行政書士法第１条の２に定められた業務を一つひとつ徹底的に学び、その知識を確かなものとし、業務を遂行することにより、行政書士としての役割を果たすことができ、社会に貢献できることになるのではないしょうか。

では、行政書士の役割がこのようなものであれば、行政書士会の役割をどのように考えればよいのでしょうか。

行政書士会は、会員が、その役割を全し、誇りを持って行政書士の業務を行い、地域社会の中で信頼され、支持される行政書士となるための環境整備をするという役割を担っています。その役割を果たすためには、会員が行う業務の改善進歩に必要な講演会や研修会を開催し、会員の品位保持に関する事務を行い、行政書士としてでき得る社会貢献を行い、行政書士の存在を知ってもらうための広報活動を行う等の事業を的確に行わなければなりません。このような事業を積み重ねることにより、行政書士会の役割を果たして参ります。

今後とも会員諸賢の会の事業に対する積極的な関与をお願いいたします。

平成２９年　新年知事挨拶　　栃木県知事　福田富一

栃木県行政書士会の皆様､あけましておめでとうございます。

私は、昨年の知事選挙におきまして、多くの県民の皆様から御支援をいただき、引き続き県政を担わせていただくこととなりました。県内各地で県民の皆様の切実な声やふるさと“とちぎ”に対する熱い思い、県政への大きな期待をお伺いし、改めて責任の重さを感じたところであります。引き続き、県民中心・市町村重視の県政運営を基本に、新たなとちぎの未来を見据えつつ、創造力と行動力を十分に発揮しながら、戦略性をもって県政の課題に果敢に取り組んで参る決意であります。

さて、昨年は、県政の基本指針である栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」をスタートさせ､栃木県の将来像である「人も地域も真に輝く　魅力あふれる元気な“とちぎ”」の実現に向け、プランに掲げた各種プロジェクトを推進するとともに、喫緊の課題である人口減少問題の克服と地域の活力を維持するため、栃木県版まち・ひと・しごと創生総合戦略「とちぎ創生１５（いちご）戦略」の取組を本格的に展開した年でありました。

引き続き、「元気発信プラン」及び「１５（いちご）戦略」の着実な推進はもとより、教育や子ども・子育ての支援、若者や女性の活躍への支援など、自らの能力を発揮し、笑顔になれる「ひとが輝く」とちぎづくりを進めるとともに、栃木県の強みを生かした多様な産業の振興と安定した雇用の創出により、「成長力アップ」を図って参ります。また、医療、介護、福祉の充実など、生涯にわたり健康で安心して暮らせる「健康・安心」な社会の実現に取り組むとともに、防災・減災対策や環境保全など、「強くしなやか」な県土づくりを推進して参ります。さらに、スポーツ・文化の振興や行財政基盤の強化により、とちぎの「未来への礎を築く」ことができるよう、全力で取り組んで参ります。

平成３０年春のＪＲグループの大型観光キャンペーンであるデスティネーションキャンペーン（ＤＣ）に先立ち、今年の春にはプレＤＣが開催されます。さらに、８月には第２回「山の日」記念全国大会、１１月には「とちぎ技能五輪・アビリンピック２０１７」を開催いたします。これらのイベントを成功に導いていくことはもちろんのこと、絶好のチャンスととらえ、栃木県の魅力・実力を広く発信するとともに、２０２０年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を本県の活性化に結び付けながら、その２年後に本県で開催する国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の成功へとつなげて参ります。そのため、おもてなしの機運醸成による観光誘客やとちぎブランドの確立に積極的に取り組むとともに､とちぎ版文化プログラムの展開による文化･芸術の振興に努めて参ります。

知事４期目の新たな年を迎えるに当たり、私は､“all とちぎ” の先頭に立って、栃木県の多くの「本物」に磨きをかけ、あらゆる分野で「選ばれるとちぎ」の実現を目指し、全身全霊を傾けて参りますので、より一層の御理解と御支援をお願いいたします。

年の始めに当たり、私の所信を申し上げますとともに、栃木県行政書士会の皆様にとって素晴らしい年となりますことをお祈り申し上げまして、新年の御挨拶といたします。

平成２９年１月

栃木県知事　福　田　富　一

新春のごあいさつ　　栃木県議会議長　五月女裕久彦

新年おめでとうございます。

会員の皆様には希望に満ちた輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

「地方の時代」の創出に向け、「とちぎ元気発信プラン」や「とちぎ創生１５（いちご）戦略」がスタートする重要な時期である昨年３月、私は、第１０３代栃木県議会議長に就任し、課せられた使命の大きさを強く自覚し、全力を傾けて参りました。お陰をもちまして、その重責を果たしながら新春を迎えることができました。これもひとえに皆様方の温かい御支援御協力の賜と、心から感謝申し上げる次第であります。

さて、現在、我が国は、人口減少・超高齢化という大きな課題に直面しています。

本県で策定した「とちぎ創生１５（いちご）戦略」は、人口減少問題を克服し、将来にわたり地域の活力を維持していくための、１５の戦略からなる栃木県版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」でありますが、栃木県議会といたしましては、本県の取組がより実効性のあるものとして推進されるよう、「とちぎ創生推進特別委員会」を設置し、調査研究を重ね、執行部に対し提言を行ったところであります。

また、今後開催される東京でのオリンピック・パラリンピック、本県での国民体育大会・全国障害者スポーツ大会等、あらゆる機会を本県飛躍のチャンスとして生かし、ふるさとがもっと輝き元気であり続けるよう、地方創生の更なる深化のため、最大限の努力をして参る所存であります。

どうか皆様方におかれましては、「行政手続きの専門家」・「街の法律家」としてのお立場から、行政運営の円滑化や県民の生活向上のため、今後とも御尽力賜りますようお願い申し上げます。

結びに、栃木県行政書士会のますますの御発展と、本年が皆様方にとりまして素晴らしい年となりますことを心からお祈り申し上げ、新年の挨拶といたします。

新春挨拶　　栃木県市長会会長　佐藤栄一

明けましておめでとうございます。

２０１７年の年頭にあたり、県内市長を代表いたしまして、御挨拶を申し上げます。

昨年は、作新学院高等学校硬式野球部の５４年ぶりの夏の甲子園大会優勝や萩野公介選手を始め、本県選手のリオデジャネイロオリンピック・パラリンピックでの活躍、「烏山の山あげ行事」と「鹿沼今宮神社祭の屋台行事」のユネスコ無形文化遺産登録など、本県にとりましてうれしい話題の多い一年でありました。

一方で、地方自治体におきましては、少子・高齢化の進展に加え、東京への人口の一極集中による、人口減少社会への対応など、地方創生へ新たな取組を進めた年でありました。

私たち栃木県市長会といたしましては、今後も住民が安全で安心な生活が送ることができる、持続的に発展し続けるまちづくりの実現を目指し、相互に連携して課題の解決に取り組んでまいります。

栃木県行政書士会の皆様におかれましては、行政手続の専門家として、また、地域住民と行政のパイプ役として、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、栃木県行政書士会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝を祈念申し上げ、新年の挨拶といたします。

新春のごあいさつ　　栃木県町村会会長　古口達也

平成２９年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

行政書士会の皆様には、つつがなく新しい年をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

目まぐるしく社会情勢が変化していく中で、住民と行政をつなぐ架け橋として、ご尽力いただいております行政書士の皆様に対し、深く敬意を表する次第であります。

昨年は、長引く景気の停滞が一層深刻となり、国も地方も厳しい財政運営を迫られました。とりわけ、町村の財政状況は一層厳しさを増し、本年は将来を見据えた行政の舵取と地方創生施策のより一層の推進が求められる年となると想定されます。改めて地域住民の安全と豊かな生活を構築するのは行政の責務と考え、全力を傾注すべく、決意を新たにしております。

今日、複雑多様化する行政手続きの分野において、専門家であります行政書士の皆様に対する住民からの期待は益々大きなものとなるものと思われます。今後とも町村行政の円滑な遂行と地域住民の福祉の増進に対し、皆様のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

年の始めに当たり、栃木県行政書士会のますますのご発展と、皆様にとって幸多き一年でありますようお祈り申し上げ、新春のごあいさつといたします。

新年のごあいさつ　　栃木県行政書士政治連盟会長　青木勇夫

会員の皆様新年おめでとうございます。

昨年中は組織の運営にご協力を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願いを致します。

先ずもって、昨年１１月２０日（日）投開票で行われました栃木県知事選挙、我が会の名誉会長でもある福田富一知事が見事に当選されました。各位のこのご協力に心より感謝申し上げます。

さて、本年の当連盟の活動としては、常に会と共同歩調をとり行動することは不可欠であることを肝に銘じております。そしてもうひとつ、当連盟の会員の増加の推進であります。残念ながら、昨年１２月１日現在で１名増ではありますが、加入率では０．８６パーセント減になってしまいました。何としても理想とするところは､会員数イコール連盟員数であることです。何故ならば、常に申しておりますが政治的恩恵は皆等しく受けるからなのです。そして、今後社会全体が自然的減少により、人口減が大いに予測できる時、我が会、我が連盟にこの自然減が波及されないことを考えていかなければなりません。各位の更なるご協力をお願いいたします。

尚、本年も県内においてたくさんの選挙が行なわれます。我々の職域の拡大、加えて地位の向上に同調出来得る候補者と政策協定を締結して、その支援をして行きます。

どうぞ本年も会共々に、更なる飛躍ができる一年であることを願い挨拶といたします。

酉とり　年男年女のみなさん

鹿沼支部　神山忠雄

６回目の年男を迎えたが最近年齢の事は気にしなくなり「無の心」になる事が多くなってきた。民生委員として奉仕作業の傍ら趣味で始めた「チェンソーカービング」である。廃材丸太（材料には無料で手に入るが運搬にはユニックが必要）をチェンソーのみで頭の中の設計図で彫刻する。１００kg近い丸太を爆音を鳴らして切り刻む様は爽快そのものです。その時は周りの雑音やストレス等が断たれた時間が私の「無の心」となれる世界である。

ただし人家が近くにあったり体力に自信の無い方は無理ではないでしょうか？

感謝を込めて　　**佐野支部　椎名竹一**

ありがたいことに、本年「さんじゅよんさい」を迎えます。
１９３３年生まれですから、戦前・戦中・戦後・変革・平和時代の長い人生を歩みながら、いろいろな経験をしてきました。
そこで何よりも大切なことと感じ、肝に銘じたものがあります。
それは「ＴＫＳＧ」と「声かけ・発言」そして「実行」です。

＊　T=Ｔｈａｎｋｓ　k=Ｋｉｎｄｎｅｓｓ　S=Ｓｍｉｌｅ
　　G=Ｇｒｅｅｔｉｎｇ

＊　たったその一声が、心を和ませ励みになる。
　　たったその一言が、心を傷つけ悩みになる。

＊成就は決断にあり・結果は行動にあり・反省は自覚にあり。

「お目を通して頂き、ありがとうございました」　　感謝　合掌

２０１７年

｛傘寿四歳｝＝（８４歳）のＷｅｅｄ　Ｓ

念願の本が「出版」される　　塩那支部　宮澤昭夫

わたしは、自分で書いた本を３冊以上出したいと願っていました。それが、このたび実現できました。それは、私のライフワークにしている政務活動費に関するものです。「政務活動費　ここが問題だ　改善と有効活用を提案」平成２８年１０月２５日　公人の友社からです。

特に、政務活動費は、住民代表としての議員が有効に使用されるものであるので肝に念じて活用して頂きたくまとめたものです。

なお、最初の本は、「開かれた地方議会論　議会改革マニュアル」（平成８年１２月１５日　花伝社）、２冊目は、「政務調査費　その実態と問題点」（平成１７年６月１０日　公人の友社）です。

今後は、私に課題である議員評価、学生サークル活動などをまとめるべき調査研究、また実践活動をしていく予定です。

驚きました富士山　　宇都宮支部　生沼忠男

今回、それこそ半世紀ぶりに筆をとることになりました。ここは河口湖湖畔のある旅館。聞けば富士山を見るには絶好の場所とか。平成２８年４月２２日、とうとう念願の富士山にご対面とあいなりました。昨夜は雨風が強く本日のこの快晴は全くの予想外でした。栃木からもあちらこちらで見られる富士山ですが、遠くから見る富士山には子供の頃から慣れていました。ところが一変。早朝窓を開けたらそこに突然、でっかい富士山が立っていたら！それはそれは誰だって驚く光景でしょう。当地へは何度も来たのですが、雨で、雲で、雪でその素顔は一度も見せてくれませんでした。新年には必ず話題になる富士山です。是非日本一を見てほしいですね。今年も新たな気持でスタートです。

トリ（取り）を務める　　塩那支部　齋藤誠治

私の孫「えいしん」くんです。

私の生まれが「酉年」にちなみ寄稿させていただくこととなりました。

本会に入会し早５年を迎えることができました。これも会員各位のご協力の賜物とこの場をお借りして感謝申し上げます。

さて、私は業務の中で特に農地関係業務を主に行っております。

依頼人の方からは農地転用等の相談を受け、現地調査や行政機関などの折衝を行い、依頼人に無事に農地転用許可通知を渡す時が一番ホットします。

また、孫と一緒にいると、心が癒されホットします。

「トリ（取り）を務める」という言葉がありますが、語源は「舞台などの最後に出てきて締めること」という意味もあるそうです。

「トリ」違いかもしれませんが、今後も、常に依頼者に対して、依頼者の目線でわかりやすく説明責任を果たせる職務に心がけていきたいと思います。

宇都宮支部　鈴木　寛

新年明けましておめでとうございます。
人生で３度目の年男の年となります。
個人としては、この１２年の間には人生の多くの節目がありました。
資格試験合格、地元栃木にUターン、独立開業、結婚、第一子誕生と。
これらは全て向かっているときはゴールのようですが、全てはそこから始まるスタート地点です。これからの１２年間はこれまでのような節目となる出来事は少ないかもしれませんが、その時その時を大切に日々精進していきたいと思います。
今年も１年どうぞ宜しくお願い致します。

よろしくお願いいたします

宇都宮支部　鈴木望美

あけましておめでとうございます。
昨年９月に行政書士登録をさせていただいた鈴木望美と申します。
宇都宮で生まれ育ちましたが、しばらく離れておりましたので、宇都宮でお正月を迎えるのは約２０年振りです。こちらに戻ってきた当初は、改築された県庁舎をはじめ、新しい道路や商業施設など見慣れないものがあちこちにあり、まるで浦島太郎にでもなった様な気分でした。おかげさまでだいぶ慣れましたが、１年ほど経った今も、車の運転はカーナビがないと安心してできません。
今年は昨年以上に宇都宮の生活にも慣れ、仕事にも日々精進していきたいと思っております。諸先生方にはご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

平成２８年度第３回理事会開催

１２月１１日（日）１３時より鬼怒川観光ホテルにて、平成２８年度第３回理事会が開催された。上程された議案は以下のとおり。
理事３４名中、出席者は３２名。

議案第１号　栃木県行政書士会災害支援基金の処分の事後承認について
　同支援基金規程第７条第１項、同第２項の規定に基づき、４月に発生した熊本地震の見舞金として充当した旨財務経理部より説明がなされた後、承認された（一部は日行連を通じ、一部は熊本県行政書士会へ直接送付）。

議案第２号　平成２８年度補正予算について
　本年度、補正の必要が生じた法定福利費、消耗品費、広告費について財務経理部より説明がなされた後、可決承認された。

議案第３号　平成２８年度事業推進状況について
　各部委員会から２８年度の事業推進状況が順次報告され、引き続き監事による中間監査報告がなされた。本年度は新聞等に広告掲載を積極的に行う事に関し質疑応答の後、可決承認された。

議案第４号　栃木県行政書士会施行規則の改正について
　業務部の研修事業等について、より活性化を図るため、現行の「グループ」を部として業務執行を行うため改正する。また、支部規則の制定、変更及び届出の主体を明確にすると共に、本会へ届け出る期間を明確にするために改正をする。これらにつき質疑応答の後、可決承認された。

議案第５号　栃木県行政書士会事務手数料規程の改正について
　本規程に基づく手数料の免除の特例に災害等の事由を追加すると共にその事実を証明する書面を求め、あわせて表現の整合性をとるために改正。

議案第６号　第５号における字句の一部修正委任について
　第４号、第５号の議案が可決承認されたため、各規程・規則の改正に当たり、本文の趣旨に反しない字句の修正を総務部に一任してほしい旨の説明がなされ、可決承認された。

議案第７号　会費の免除返還申請について
　災害による会費の免除返還の申出の期間を理事会の決定事項として定め、会員からの会費の免除の申出で、すでに前理事会で承認された３ヶ月以外の免除を協議し、可決承認された。

　本理事会で可決承認された、会則施行規則・事務手数料規程は会員専用ＨＰに掲載されています。
（広報部　山本昭子）

貨物自動車運送事業研修会　第６回開催

１２月３日（土）１４時００分より栃木県行政書士会館において、講師に埼玉県行政書士会運輸交通部の髙橋克則氏を講師にお迎えし、業務部第１グループ主催の『貨物自動車運送事業研修会（第６回）』が開催されました。

今回の研修は、運行管理者・整備管理者選任、一般貨物自動車運送事業の事業計画変更認可申請と、定期的な報告事項の支援知識として、事業報告、事業実績報告について学びました。

資料には、申請書の様式のほか、実際に提出した書類であったり、記載例が用意されており、実際に多くの手続きを手掛けていらっしゃる講師の説明とあいまって、非常にわかりやすい研修となりました。

特に定期的な報告は、顧客と定期的なつながりを保つことができる、行政書士にとっては貴重な業務となっています。

報告書は、書類の枚数の割には記載すべき事項の把握が実は難しい書類となっており、仮に何も知らずに見た目の印象で簡単に引き受けてしまうと、提出期限も決まっていることから大事件になる業務です。

そうでなくても、行政書士業務は、書類書きとあなどられがちです。そればかりか、行政書士自身があなどり、あとで後悔することもしばしばの業務です。

適正な業務を行うためには、自分の業務がどのようなものかを知り、顧客に伝える技術が必要だなと改めて感じた研修でした。

（業務部第１グループ　柳　知明）

貨物自動車運送事業研修会　第７回開催

１２月１７日（土）１４時００分より栃木県行政書士会館において、講師に栃木県行政書士会業務部第１グループ石井治夫会員を迎え、業務部第１グループ主催の「貨物自動車運送事業研修会（第７回）」が開催されました。

今回の研修は「手続きの流れに関する知識を身につける」「受託の準備をする」と題して、新規許可から運輸開始までの流れについて学びました。

一般貨物運送事業の許可については、申請をしたあとに試験があったり、許可があっても各種の届出をしなければ事業が開始できないという特徴があります。それらを、順序立てて学びました。

資料には、関東運輸局や国土交通省の資料をはじめ、各種様式、都市計画法や建築基準法に関するものがあり、一般貨物の許可等には、多くの法律が関わっていること、多くの知識が必要であることに改めて気づかされました。

資料の中で特に取り入れたいと思ったのが埼玉会の小川行政書士作成の「しおり」です。私はこういったものはなるべく簡便にＡ４用紙１枚にまとめたがるのですが、ボリューム感がでてしまっても、こうした方が分かりやすいのかなと感じました。

この研修は、一般貨物の許可申請等の知識の研鑽のみならず、行政書士としての業務のあり方、取り組み方を問うものであるなぁ、全１４回は伊達ではないなと思いました。

まさに、新入会員にとっては、行政書士業務とは何かを知るよい機会であり、ベテランの会員にとっては自身の業務のあり方を見直すことができる良い機会となっています。

来年１月７日（土）の第８回は「申請書作成から申請までの知識を身に付ける」です。多くの人はこの部分を重視しがちですが、正直、申請書作成は、それまでの顧客との打ち合わせがその難易度を決めるものであることから、ここだけを知っても逆に怪我のもと、つまりは顧客に迷惑をかけるもととなるだけだったりします。

今、熱心に参加されているみなさんは引き続き参加され、参加されていないみなさんについては、残念ながら今から過去の研修に出ることはできませんが、是非、来年予定されている研修すべてに出席されることをお勧めいたします。

（業務部第１グループ　柳　知明）

産業廃棄物収集運搬業特別研修会開催

１１月２１日（月）栃木県教育会館において、産業廃棄物収集運搬業特別研修会が開催されました。

一昨年１２月の第３回理事会において、当会で主催するこの特別研修会の受講対象を他の単位会にも条件付きで広げるという決議をした結果、茨城会より８名、福島会より７名の受講者を受け入れました。また当会より１１名が受講しました。

第１時間目「廃棄物の処理及び清掃に関する法律概論」第２時間目「産業廃棄物収集運搬業許可申請の実務」の講義を青木裕一会員が行いました。第３時間目「財務諸表に基づく経営分析」第４時間目「経営診断書作成の実務」の講義を金敷裕会員が行いました。

本特別研修会の全科目の受講を修了した茨城会の７名、福島会の５名及び当会の８名は、栃木県並びに宇都宮市の産業廃棄物収集運搬業の申請において、経理的基礎の審査基準にある経営診断書を作成することが可能になりました。ただ、残念なことに数名の遅刻者及び早退者が出て、全部の受講を修了できず、修了証の交付を翌年以降に持ち越すこととなりました。タイトなスケジュールの研修ですが、自覚を持って受講されることを希望します。

（業務部第２グループ　河田　力）

農地法研修会開催

業務第２グループでは１２月１日（木）、行政書士会館にて農地法研修会を実施しました。今回は県農政部農政課農地調整班班長　仲山浩正様を講師に招き「農地法に関する許可申請の基礎について」と題し解説いただきました。農地法の許可申請は行政書士にとって土地関係業務の突破口ともいうべき大切な位置を占めます。許可要件や添付書類は時代により、また役所窓口により微妙にニュアンスが異なり、毎月の受付日も違うものです。講義後の連絡協議会で「今回のレジュメは県内市町の担当者に行っている研修会のものを基に使っています」と言われました。行政書士会では隔年で県職員による研修を実施しているわけですが、今回は内容量が多くほぼ許可の全体を網羅しており、必要にしてかつ十分なものでした。早口で無駄のない完璧な内容で、初心者にはついてゆくのが大変だったと思いますが、ある程度農地法にかかわっている者にとっては、「目から鱗」と感じる部分が随所に見られました。いつも感じることは県市町の職員はまとめや講義をするのが仕事とはいえ、とびぬけて優れているのではないかということです。行政書士も、クライアントから素晴らしい事業計画書を作っていただいたと感謝されたいものです。必要にして十分ということとは、書きすぎてもいけないことも意味します。書いたことは申請人は必ず実行しなければならなくなります。この辺の兼ね合いがうまく表現できるようになれば免許皆伝でしょう。

レジュメの中に農地法、施行令、施行規則が三段書きにされたものがありました。これを一通りすべて読めば農地法のエキスパートになれること請け合いです。ぜひチャレンジしてください。

（業務部第２グループ　秋葉憲司）

東京入管宇都宮出張所にて無料相談会を開催

１２月１３日（火）、東京入国管理局の後援を得て、同局宇都宮出張所において午前１０：００から午後３：００まで「外国人無料相談会」を開催し、本会より業務部第４Ｇの永島正志、風間洋の両専門員が相談員として対応した。

本相談会は東京入管の後援の下、関東地方協議会が主催する「外国人を対象とした無料相談会」事業の一環として毎年行なわれているもので、今年５回目となり同日は東京入管本局でも開催された。

相談会当日、宇都宮出張所の午後３：００現在の来庁者約６２件のうち、６件の相談に対応した。

相談内容は就労資格による認定証明書交付申請の要件、日系３世の短期滞在から定住者への変更、日配や定住者から永住許可申請のための要件、また、近年増加傾向にある難民申請中の特定活動から就労資格への変更の相談等であった。

外国人にとって、本邦で活動する為の基盤は在留資格であり、その申請手続きを専門とする私達は、外国人が日本において安定的かつ継続的に、それぞれの活動が円滑に行なえるよう、入国管理局や関係諸機関との間の重要なパイプ役を担っている。

多くの外国人に行政書士業務を認識してもらうためにも、当局庁舎内においての相談会は有意義な活動となった。

相談会開催に当たり、宇都宮出張所の井澤太郎所長をはじめ、同所職員の方々にご協力を頂いたことを感謝致します。

（業務第４グループ専門員　風間　洋）

中小企業支援研修会開催

第１部「再注目！！経営革新計画」
第２部「実践！！事業計画ｐａｒｔ２」

１２月６日（火）午後１時３０分より、栃木県行政書士会館にて、業務部第３グループ主催の研修会≪第１部「再注目！！経営革新計画」第２部「実践！！事業計画ｐａｒｔ２」≫が開催されました。

今回は、第１部では栃木県産業労働観光部　経営支援課、第２部では栃木銀行法人営業部のご担当者様に講師をお願いしました。

第１部は、条例、県制度融資の説明を経てから、メインの経営革新支援についての研修が行われました。経営革新について計画立案し、県から承認されれば、様々な公的支援（低金利融資等）を受けることができるというものです。手引きを元にして細やかに教えていただきました。

第２部は、先月のｐａｒｔ１の続編です。軽く前回の復習をしてから、実際に事業計画書を作ってみました。

グループ単位に分かれて事業計画書を作成し、後に発表しました。その計画書で融資を受けられ

るのか、数字に根拠があるのか等、融資する側からのお話は具体的で勉強になりました。

近年、人口減を食い止めるため、地方自治体、金融機関は一体となって、中小企業の経営革新や新規事業の創業を支援しています。自己の業務に取り入れるためにもぜひこのような研修会への参加をおすすめします。

（業務部第３グループ　江藤正巳）

風俗営業研修会開催

１２月２２日（木）１３時３０分より栃木県行政書士会館において、前半と後半に分け、風俗営業許可研修を開催しました。

前半は、講師に栃木県防犯協会地域安全対策係長、風俗環境浄化協会調査官である塚原茂氏を迎え「現場調査から見る問題点について」と題し、話を伺いました。

はじめに、講師から、廃業届の提出についてのお願いがありました。

廃業時に廃業届が提出されていないことがあり、これだと３０万円以下の罰金が科せられることがあること（風適法１０条、５５条）や、調査時に営業中の場所に重ねて申請が出る形になってしまうことから、許可取得時に許可取得後の義務として、申請者に説明しておいてほしいとのことでした。

次に、申請後の現地調査で、補正や再調査の対象になりがちな点について、例を挙げながら説明をしていただきました。

１）外部からの見通し（外部から写真を撮りながら確認し、内部からも確認している）

２）衝立は、植物であっても見通しを遮るとダメ。開店祝いの植物も一時的とはいえ、調査時の写真で問題になりがち。概ね１ｍという基準は、１ｍ以下だと理解してもらいたい。

３）施錠は風除室のように２段階で鍵のあるドアを通るようでは困る。

４）客室の求積が書類作成者によって測り方が違う。全体の面積からその他（厨房、トイレ）を差し引いて客室面積を出す人もいれば、客室一つ一つを別個に測る人もいる。重要なのは客室なのだから、客室はきちんと計測してもらいたい。建物の形状や構造上、そういう引き算で出ないこともあり、そうすると再調査になってしまう。

５）写真、広告物、装飾等、は調査で引っかかったことはあまりない。ただし、営業所内にルーレット、電動ダーツ場、パチンコ等を設置し、それを装飾品と言い張る人がいる。しかし、お金の投入口があり、電源を入れると動いてしまうようだと、装飾品とは言えなくなる。調査においては、現場の写真を撮る必要があり、写真から見ておかしいだろう、というものはおかしいのだから、紛らわしいことは避けてもらいたい。意地を張られても、写真から見てダメな場合はダメになる。

６）照度について、調光器（スライダックス）と普通の照明が同室内にある場合は、普通の照明は消して、調光器の照明の一番暗い状態で測ることになるので、照明を全部付ければ明るいからいい、とはならない。客室内で一番暗いところを測るのが原則。そもそも調光器は設置するべきでない。

７）音響設備について、機械が特定できるように、メーカー名だけでなく型式、それが分からないときはサイズ等を記載して欲しい。テレビがある、スピーカーがあるという記載では困る。

８）椅子について、申請書通りであるかを確認に行っているのに、その通りに配置されていないことがある。申請者が調査までの間に何らかの理由で配置換えをするのだろうが、申請内容と違っているようでは困る。

９）年少者立ち入り不可の表示が無い時は防犯協会でも販売しているのできちんと付けて欲しい。

１０）料金表示は麻雀屋さんに無いことがよくあるので、調査前にきちんと指導して欲しい。

１１）昔の図面を安易に流用すると、法律の運用も違えば、建物の広さも歪み等で変わるので、きちんと確認して欲しい。

現地調査は、平成２７年が１３６件であったのに対し、平成２８年は現時点で１５７件で増加傾向にあるとのことでした。

後半は、栃木県行政書士会会員の市川浩一氏を講師に迎え「風俗営業許可の注意点」について講習を受けました。

実際の申請に使った図面に基づいた説明、申請書の記入の仕方を学びました。

単なる書き方ではなくて、法律や規則、解釈運用基準と照らし合わせながら、どうしてそう記載しなければならないのかの根拠が明らかになり、すでに風俗営業の申請の経験のある会員でも大きな学びとおさらいになったのではないかと思います。

風俗営業の申請件数は増加傾向ということですから、申請する側の準備、受理する側の審査が円滑に進むように、行政書士の役割をしっかりと果たしていきたいものです。

（業務部第１グループ　柳　知明）

任意後見契約研修会開催

１２月８日（木）に佐藤孝明公証人を講師に迎え、研修会が開催された。参加者は４２名であった。

今回は人間高齢になるにつれ、生活、財産管理の援助が必要になる為「高齢者援助制度について」の内容で、移行型の委任契約・任意後見契約公証の説明がなされた。第３者が受任する場合と家族が受任する場合（有報酬、無報酬）と３つの公正証書の例が提示された。また現金出納帳、財産目録の見本も提示された。

委任契約は委任者が事理を判断する能力が不十分になり、任意後見監督人が選任されたとき、終了し任意後見契約に移行する。

倫理観を持ち、地域に密着して活動する行政書士が「移行型任意後見契約」で高齢者社会に貢献できるように、さらに研鑽を積む必要があると思う。

（業務部第５グループ　手塚理恵）

（一社）コスモス成年後見サポートセンター栃木だより

１２月１８日（日）上三川いきいきプラザにおいて「遺言・相続・成年後見」について公開講座を開催した。

参加者は１２名であった。

講師は、遺言・相続：　桐生雅弘会員
　　成年後見　：　福田　豊会員

県内を巡回して講演会、無料相談会を開催し、後見制度の推進に努めたい。

次回は小山市で実施する予定である。高齢者社会を支える成年後見に関心がある方は、ご連絡下さい。

（(一社）コスモス成年後見サポートセンター栃木　手塚理恵）

業務関連書籍（参考図書）のお知らせ

業務部では、下記の書籍を購入しました。
会館２階の図書室にありますので、業務の参考資料としてお役立て下さい。

[逐条解説]　建設業法解説　改訂 12 版
編著・建設業法研究会（大成出版社）

改訂 24 版　建設業の許可の手引き
編著・建設業許可行政研究会（大成出版社）

所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン
編著・所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会

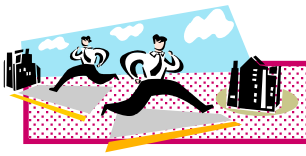

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今月は宇都宮支部の田邉未稀会員の事務所へおじゃましました。

氏　　名：田邉　未稀（たなべ　みき）
事 務 所：行政書士田邉未稀事務所
　　宇都宮市中岡本町２９１９－２１４
入 会 日：平成２７年２月１５日

行政書士になったきっかけについてお聞かせください。

以前、大阪で流通関係の会社の総合職に就いていました。当時、男女雇用均等法ができたばかりで、少しずつ女性も総合職に就けるようになってきてはいたものの、女性が出世をするには男性の何倍も働かないと出世ができない時代でした。転勤がとても多く、このまま転勤を繰り返していたら自分の人生が終わってしまうかもしれないという不安に駆られ、勤めていた会社を退職し、自分のペースでできる仕事が何かないかと探し、行政書士という仕事に出会いました。

以前も行政書士登録をしていたそうですね？

はい。大阪で行政書士資格を取得した後に結婚し、栃木県に来ました。子育てをしながら、とある行政書士事務所で半年間アルバイトをし、後に行政書士登録をし、開業しました。当時は会社設立や会計記帳をメインにやっており、行政書士として５年ぐらい活動しました。２人めの子供が出来、日々の生活が目まぐるしく忙しくなり、退会することを決めました。

復帰のきっかけは、子供に手が掛からなくなったこと、自分が社会から取り残されている感じが強くなったことです。色々考えて行政書士復帰の道を選びました。復帰して毎日がとても楽しく充実しています。以前よりも女性会員が増えたのも嬉しく思います。

現在、メインのお仕事はなんですか？

現在は、車関係がメインです。神戸の行政書士が開催する研修会に参加し、そこで様々な出会いがあり、今の私の業務に繋がっています。その研修会には同じ宇都宮支部の方も参加されていて、その方には日頃大変お世話になっているので、この場を借りて感謝の気持ちを伝えたいです。現在は車関係がメインですが、今後は外国人の申請取次をやりたいと考えています。

趣味はありますか？

これまでのんびり過ごしていた時間が多かったのですが、今は仕事と勉強が趣味になりました！わからない事がわかるようになっていくことがとても面白いです。知らない世界の扉がどんどん開いていきます。

仕事と家庭を両立させるのは大変ですか？

家事、育児、仕事、全てをパーフェクトにやるのは無理です（笑）高校生の子がいるので毎日５時半に起きてお弁当を作ります。掃除して、洗濯して、仕事して、あっという間に一日が終わってしまいます。本当はもっともっと勉強をする時間がほしいのですが、夜間にならないと自分の時間が持てないのでなかなか難しいですね。

と、優しい笑顔で色々な質問に答えてくださりました。女性同士ということもあり、あっという間に時間が過ぎてしまいました。田邉会員、お忙しいなかご協力いただきありがとうございました。

（支局長　羽石真弓）

国指定史跡「唐沢山城跡」

佐野支部

唐沢山城跡は、栃木県南部の唐沢山一帯に広がり、山頂本丸の標高は２４２ｍを有します。関東有数の大規模な山城であること等の理由から、平成２６年３月１８日付けで正式に国の史跡として指定されました。

山頂には、知る人ぞ知るパワースポット「唐沢山神社（からさわやまじんじゃ）」が鎮座します。

唐沢山神社は、今から千年余の昔「むかで退治」の伝説や天慶の乱で平将門を滅ぼした藤原秀郷公をおまつりしており、明治１６年唐沢山城の本丸跡に神社が創建されて以来、この地方の守護神として尊崇されています。

秀郷公は“勝利の神様”。御守りは、勝負や病気・己に勝つ「勝守」や仕事・金運・スポーツなどの運気を上げる「運気上昇守」が人気です。

また、映画「るろうに剣心」や「ガリレオ」のロケ地にもなった場所です。特に「るろうに剣心」では境内の色々なところで撮影が行われたそうです。

唐沢山は豊かな森に囲まれ、桜やつつじ・紅葉など一年を通して様々な景色を楽しむことができます。ハイキングコースも整備されていますのでアウトドア好きの方にもオススメです。

私が行ったときはお天気もよく、富士山やスカイツリーを見ることができました。

歴史に興味のある方にはぜひ一度足を運んでいただきたいスポットです。

唐沢山城跡
〒３２７－０８０１
栃木県佐野市富士町１４０９
ＴＥＬ　０２８３－２４－１１３８（神社）

（支局長　川田有美）

支局情報

【小　山】

年末の交通安全県民総ぐるみ運動

１２月８日（木）午前７時３０分から「年末の交通安全県民総ぐるみ運動」への協力として、市内羽川交差点にて啓発チラシの配布運動を行いました。

この運動には小山支部として毎年数回協力していますが、前回が台風で中止だったこともあり、約半年ぶりの活動となりました。

今回はとても寒い中、小山支部からは７名の参加があり、お揃いのジャンパーを着て多くの市民の皆様へチラシをお渡しすることができました。

年末はお酒を飲む機会も多くなりますが、「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を常に意識しつつ安全運転を心掛けていただきたいと思いました。

（支局長　野村泰紀）

KOMOREBI

木もれび

最近、何かとニュースではあと１０年で「消える職業」「なくなる仕事」と話題を聞くことがあると思います。確かに、ここ数年の時代の変化を見ていると、従来型の仕事がなくなる時代になっているということをひしひしと感じます。

先日、東京に出張で仕事に出たのですが、ふと今から２０年前の事を思い出しました。当時、田舎者が東京に出るのは大変で、行き帰りの電車の乗継ぎ、運賃を調べるだけでも、一苦労でした。駅の切符売場で運賃表とにらめっこして右往左往していた記憶があります。それが今はＳｕｉｃａとスマホさえあれば、事前準備なんてしなくても、何の抵抗もなく行けますよね。今、時刻表を持っている人、少数派なのではないでしょうか？

また、最近は買い物をインターネットで済まされている方も多いでしょう。実店舗の方々はお客を奪われると悲鳴を上げる一方、段ボールメーカーや配送業者はかなり盛況の様で、嬉しい悲鳴を上げている様です。

こういうのを見ていると、ＩＴの進化が世界を変えているように見えますが、アナログの世界でも変化は起きている様です。

私の場合、以前は一日２本ぐらい缶コーヒーを飲んでいましたが、今は半年で２本ぐらいしか飲まなくなりました。その原因は、コンビニのコーヒー。このコーヒーの出現で、缶コーヒーを買わなくなった人、結構多いのではないでしょうか？

こんな風に、アナログ・デジタルを問わず、今までの物が、いきなり別の物に取って代わられる変化があちこちで起こっています。それも、自分がこれまで想定していた、身近な所からではなく、想定外・予想外の所から突然変化がやってくるという感じがします。

缶コーヒーを作っていた飲料メーカーは、ライバル飲料メーカーの動向には気を付けていたと思います。でも、コンビニが自分のライバルになるとは考えていなかったのではないでしょうか？

行政書士の仕事も、ある情報では「１０年後には無くなる職業」と書いてありました。確かに、缶コーヒーの様に自分の想定外の所からお客を奪われたりするかも知れません。でも、それと同じくらいに段ボールメーカーや宅配業者の様にビジネスチャンスがあると思います。ただ、アンテナは高く掲げていないと、これからの時代は生きていけない・・・そんな事を考えている年末年始でした。

（鹿沼支局長　小太刀庸恭）

Art　富　嶽

昔から北斎を始めとして横山大観に至るまで富士をテーマにした絵画作品が数多くあります。
新年にあたり最近の富嶽をテーマにした作品をご紹介します。
いずれもカラーでご紹介できないのが残念な素晴らしい作品ばかりです。
※ＨＰ上ではカラーでご覧になれます。

Ｆｕｊｉ　７０　金子邦生作

下地に金箔をおき、その上にカラーで刷り上げた、いわゆる「赤富士」です。

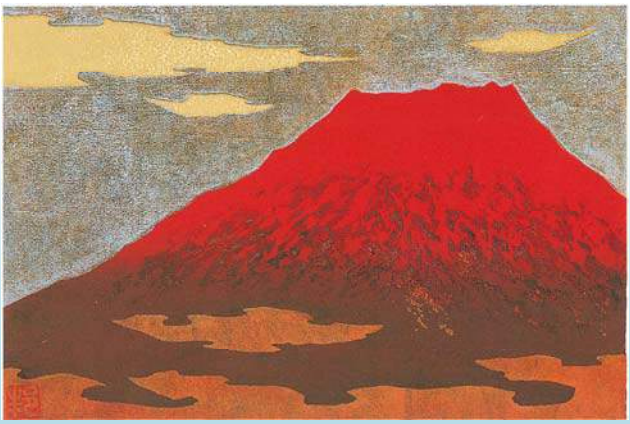

黎　明　見目陽一作

木口木板の技法による繊細な作品です。

富士木立　渡辺裕司作

板目木版ですが、現代の浮世絵師とも言える作家の刷りの技術が冴える作品です。

（与太郎）

栃木県行政書士会カレンダー（２月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
1	水	会計精査	13:30~	財務経理部
2	木	支部長会	11:00~	
		暴力団等排除対策委員会	13:30~	暴力団等排除対策委員会
		支部長への連絡会	14:30~	
3	金	ＣＡＤ研修会	13:30~	業務第２グループ
4	土	貨物自動車運送事業研修会（第１０回）	14:00~17:00	業務第１グループ
6	月	登録説明会	10:00~	総務部
7	火	著作権研修会（ＤＶＤ研修）	9:30~17:30	業務第３グループ
8	水	ＴＩＡ相談会	10:00~	業務第４グループ
		申請取次新規受付	13:30~	申取管理委員会
		総務部会	13:30~	総務部
		外国人在留資格無料相談 （於：足利市生涯学習センター会議室）	13:00~16:00	足利支部
9	木	広報部会	13:30~	広報部
10	金	県との研修会	13:15~15:30	
		新春交流会	16:00~	
13	月	行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00~15:00	宇都宮支部
15	水	ＫＩＦＡ相談会	10:00~	業務第４グループ
		事例研究・基礎研修会	13:30~	業務第４グループ
		行政書士専門相談（於：小山市役所）※予約制（随時受付・先着４人　予約問合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00~12:00	小山支部
16	木	制度推進部会	10:00~	制度推進部
		申請取次管理委員会	13:30~	申取管理委員会
18	土	貨物自動車運送事業研修会（第１１回）	14:00~17:00	業務第１グループ
		市民公開講座（那須）	14:00~	
		市民公開講座（栃木）	14:00~	
19	日	市民公開講座（高根沢）	13:30~	
20	月	宇都宮市国際交流協会無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ）	15:00~17:00	宇都宮支部
22	水	登録説明会	10:00~	総務部
		行政書士専門相談（於：小山市役所）※予約制（随時受付・先着４人　予約問合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00~12:00	小山支部
		行政書士専門相談（於：野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室）※要事前予約（先着６名　予約先：行政書士会小山支部　田村晋也　0285-45-0297）	10:00~12:00	小山支部
23	木	行政書士専門相談（於：下野市ゆうゆう館　会議室２） ※要事前予約（先着６名　予約先：行政書士会小山支部　生田目安夫　0285-52-2350）	10:00~12:00	小山支部
25	土	市民公開講座（佐野）	13:00~	
		市民公開講座（宇都宮）	13:30~	
		市民公開講座（足利）	13:30~	
26	日	市民プラザ無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00~16:00	宇都宮支部

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題
1090	H28.12.1	平成28年度特定行政書士法定研修に係る結果の公表について
	H28.12.9	平成28年12月分会費納入について（お願い）
1124	H28.12.9	ＯＳＳ対象手続の拡大に係る対応について（ご報告）
1138	H28.12.12	平成28年熊本地震に係る義援金及び支援金の募集終了について
1153	H28.12.13	日行連発第1124号に関する補足について
1178	H28.12.19	建設業における社会保険への加入の徹底に係る注意点について（周知協力）
1177	H28.12.22	平成28年分確定申告におけるＩＣＴ申告の推進及びマイナンバー記載に係る制度周知について（周知協力）
1196	H28.12.22	「自動車便覧（平成28年版）」の送付について
1217	H28.12.22	改正行政不服審査法に基づき地方公共団体に設置される第三者機関の委員の候補者等に関する情報提供について（お願い）
1219	H28.12.22	高濃度ＰＣＢ廃棄物及び高濃度ＰＣＢ使用製品の処分期間内の早期処理に関する周知徹底について
1235	H28.12.27	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律について

平成２８年度「栃木県との共催による研修会」のご案内

以下の内容で、栃木県との共催による研修会を開催致します。

日　時：平成２９年２月１０日（金）１３：１５～１５：３０

内　容：第１講義（講師＝栃木県・行政改革推進室　担当職員）

「独自規制の見直しについて」

第２講義（講師＝弁護士・坂本廣身　様）

「行政書士の繁栄講座」

場　所：宇都宮市上大曽町４９２－１「ホテル東日本宇都宮」平安の間

※参加申込みは、12月号に同封した案内文書をご参照ください。

平成２９年　新春交流会のご案内

２８年までの賀詞交歓会を、開催時期を変更し、
名称を「新春交流会」として開催致します。

日　時：平成２９年２月１０日（金）１６：００～

場　所：宇都宮市上大曽町４９２－１

TEL　０２８－６４３－５５５５

「ホテル東日本宇都宮」大和西の間

※申込み方法は、事務局にお問い合わせください。

栃木県知事選挙・宇都宮市長選挙ご協力のお礼

去る１１月２０日（日）投開票で実施された標記の２つの選挙につきまして、本連盟の皆様には格別のご協力をいただきお礼申し上げます。ありがとうございました。

本連盟で推薦をしました栃木県知事選の福田富一候補、宇都宮市長選の佐藤栄一候補の両名とも、見事に当選されました。おめでとうございました。

福田知事、佐藤市長の今後のご活躍をお祈り申し上げます。

（栃木県行政書士政治連盟会長　青木勇夫）

平成２８年度第３回幹事会開催

１２月１１日（日）鬼怒川観光ホテルにて、平成２８年度第３回幹事会が開催された。幹事３４名中出席者は２８名。

青木勇夫栃木県行政書士政治連盟会長のあいさつの後、栃木県行政書士議員連盟の諏訪利夫元宇都宮市議会議長、住吉和夫元河内町議会議員、土方美代小山市議会議員、岡村浩雅さくら市議会議員、齋藤誠治高根沢町議会議員、宮澤昭夫元矢板市議会議員、山ノ井一男元西方町議会議員による来賓のあいさつの後、日本行政書士政治連盟の手塚理恵幹事により連盟の近況が報告された。栃木会の政連加入率は８３％で、全国で１３番目だそうである。職域確保のために政連活動は重要であり、加入者のさらなる増加が必要な状況となっている。

上程された議案は次の通り。

《議案》

議案第１号　平成２８年度収支補正予算の承認について

根岸会計責任者より、７月の参議院議員選挙、１１月の宇都宮市長選挙を控えた時期であったため会合が多く、渉外交際費の支出が多かったとの説明があり、可決承認された。

議案第２号　平成２８年度運動推進状況について

手塚幹事長より運動推進状況の報告があり、根岸会計責任者から財務諸表についての説明があった。つづいて会計監事による中間監査報告がなされた後、質疑応答の上、可決承認された。

（広報部　山本昭子）

登録代行センター会員募集
足利・佐野各支部会員限定補充　若干名募集

明るくあいさつのできる方、体力に自信のある方パソコンのできる方を希望します。
経歴書を１月末日必着にて下記へご郵送下さい。書類選考の上面接日をご連絡致します。
〒327-0044 佐野市下羽田町 2001-3 電話 0283-20-6122 **行政書士佐野自動車登録代行センター**

全国女性行政書士交流会
in 宮城 のご案内

◎い　つ：2017 年 7 月 9 日(日)～10 日(月)
◎どこで：日本三景松島　松島ｾﾝﾁｭﾘｰﾎﾃﾙ

女性行政書士各位

さて、突然ですが、来年の「全国女性行政書士交流会」のプレ案内をお送りいたします。あの、東日本大震災から 5 年余りが経過したとはいえ、まだまだ復旧・復興の真っただ中で、もがいている東北です。日本全国の女性行政書士皆様の「パワー」を分けていただきたくご案内申し上げます。どうか、お力をお貸しください。

実行委員会は、津波被災地を代表し、岩手会・福島会・宮城会が担当します。開催地は、宮城県県庁所在地である仙台市から電車で約 30 分、「日本三景松島」です。松島温泉を楽しむ事が出来るホテルをご用意できました。

詳細については、後日、正式にご案内いたしますが、一人でも多くの方にご参加いただけますよう、予告案内をさせていただいた次第です。

どうかよろしくお願い申し上げます。

平成 28 年 12 月吉日

第 28 回全国女性行政書士交流会 in 宮城
実行委員　福島代表　丹野豊子
岩手代表　細川栄子
宮城代表　中本奈美

研修詳細

貨物自動車運送事業研修会（全１４回）

業務部　第１グループ主催

○開催日時（各回１４時～１７時）

回数	開催日	内容
第１０回	２月　４日（土）	「事業用自動車の登録・保険・税等に関する知識を身につける」
第１１回	２月１８日（土）	「法令遵守支援知識を身につける」
第１２回	３月　４日（土）	「Ｇマーク取得支援手法を身につける」

○開催場所　栃木県行政書士会館２階
○研修内容
本研修は貨物自動車運送事業関連業務の実務スペシャリストを養成するための研修です。カリキュラムの全日程に出席することで事業者を指導する知識が身につけられるようになります。
○対 象 者　会員、補助者
○受 講 料　各回２千円（テキスト代を含みます。お釣りの出ないようにお持ち下さい。）
○締め切り　第１０回　　１月２７日（金）
　　第１１回　　２月１０日（金）
　　第１２回　　２月２４日（金）
○今後の予定（各回１４時～１７時）

回数	開催日	内容
第１３回	３月１８日（土）	「事業改善の支援手法を身につける」
第１４回	４月　１日（土）	「安全マネジメント構築支援手法を身につける」 閉講式

※　全１４回の研修を受講された会員には、栃木県行政書士会会長名による修了証が発行されます。
※　受付の開始時刻は１３時４５分からです。その前においでいただいても、対応いたしかねる可能性がありますのでご注意下さい。

研修詳細

国籍法・通則法　研修会

業務部　第４グループ主催

○開催日時　平成２９年３月３日（金）１３：３０～
○開催場所　栃木県行政書士会館２階
○研修内容
国際業務を行う上で必須の「国籍法」と「法の適用に関する通則法」の基礎知識を学びます。
○対 象 者　会　員（補助者の方は受講出来ません）
○講　　師　行政書士　深見　史
○受 講 料　５００円
○締め切り　３月１日（水）

著作権研修会（ＤＶＤ研修）

業務部　第３グループ主催

研修を受講し、効果測定で一定の成績を修めますと著作権相談員名簿へ掲載されます。
従って、以前に本研修を受講し、相談員名簿に掲載されている方は対象になりません。

○開催日時
平成２９年２月７日（火）　９：３０～１７：３０

○開催場所
栃木県行政書士会館２階

○研修科目等

時　間　割		研　修　科　目
１時限目	９：３０～１１：００	著作権法概論①
２時限目	１１：１０～１２：４０	著作権法概論②
３時限目	１３：３０～１５：００	著作権法概論③
４時限目	１５：１０～１６：４０	著作権登録及び プログラム登録について
５時限目	１６：５０～１７：３０	効果測定

○対象者
会員（補助者の方は受講出来ません）

○受講料
５００円

○テキスト代
１，５００円

○締め切り
１月３０日（月）

※全過程出席者には日行連会長と中央研修所所長の連名で受講証明書が発行されます。

国際業務相談事例・入管基礎研修会

業務部　第４グループ主催

○開催日時　平成２９年２月１５日（水）１３：３０～
○開催場所　栃木県行政書士会館２階
○研修内容　実際の相談事例を元に学ぶ研修会と初心者向けの基礎的な研修会の２本立てです。
基礎と実例を一度に学ぶことができます。
○対 象 者　会　　員（補助者の方は受講出来ません）
○受 講 料　無　　料
○締　　切　２月１０日（金）

※　資料、座席および駐車場をご用意する都合上、
申し込みが必要になりました。

研修詳細

相続実務研修会

業務部　第５グループ主催

「分割協議書作成と相続預金の解約手続きについて」

相続の実務について２部構成で研修会を開催します。前半は、相続業務についての基礎知識や遺産分割協議書の作り方を、後半は、行政書士が代理人となる銀行における預金解約等の手続きについてを説明します。

銀行における預金解約等の手続きについては、栃木県の地方銀行である足利銀行、栃木銀行の用紙を例示として使用しますので、実務に活用できること請け合いです。

大きな会場を確保しましたが、定員（９０名）を超えた場合は先着順とさせていただきますので、お早目にお申込みください（定員を超えてからの申込みの方には事務局から連絡をします）。

○開催日時
　平成２９年３月１４日（火）１３：３０～１６：１０
○開催場所
　栃木県教育会館　３階　大会議室（宇都宮市駒生１－１－６）
○研修内容、講師
　相続実務研修会「分割協議書作成と相続預金の解約手続きについて」
　　（第１部）１３：３０～１５：００
　　『相続の基礎知識と遺産分割協議書の作り方』【講師：行政書士　桐生雅弘】
　　（第２部）１５：１０～１６：１０
　　『銀行における預金解約等の手続き』【講師：行政書士　手塚理恵】
○対 象 者
　会員、補助者（ただし、各事務所１名でお願いします）
○受 講 料
　５００円
○申込み締め切り
　３月１０日（金）
○その他（会場地図と駐車場案内）

会場：教育会館
　　３階・大会議室

駐車場：Ｐ表示の場所

募　集

研修会申込書

申込欄に〇を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研修名		受講料	申込〆切	申込 会員	申込 補助者	ﾃｷｽﾄ申込	昼食 ¥500程度
2/4	貨物自動車運送事業研修会　第10回	2000円	1/27			—	—
2/7	著作権研修会（ＤＶＤ研修）	500円	1/30			—	
2/15	国際業務相談事例・入管基礎研修会	無料	2/10			—	—
2/18	貨物自動車運送事業研修会　第11回	2000円	2/10			—	—
3/3	国籍法・通則法　研修会	500円	3/1			—	—
3/4	貨物自動車運送事業研修会　第12回	2000円	2/24			—	—
3/14	相続実務研修会　「分割協議書作成と相続預金の解約手続きについて」	500円	3/10			—	—

支部名		会員氏名	
ＦＡＸ		補助者氏名	

※　補助者のみの出席の場合でも会員名を記入してください。

※　補助者のみの出席の場合は申込欄の「補助者」に〇を記入し、会員と補助者が出席する場合は「会員」と「補助者」の両方に〇を記入してください。

※　研修会申し込み後、やむを得ず欠席される場合は、早めに事務局までご連絡下さいますようお願いいたします。

〈広告〉

財務経理部からのお知らせ

１月は会費の納入月です。口座引落しの方は残高不足にご注意下さい。
なお、会費については１月末日までに１月～３月分までの会費を納めることとなっております。（当会会則第 20 条第３項）
皆様の御協力をお願い致します。

引落し日

T-NET 申込の方、ゆうちょ銀行引落の方 → １月 27 日（金）

上記以外の方 → １月 25 日（水）

栃木県行政書士会会則
第 20 条第３項　会費は、３か月を１期とし、４期に分納するものとし、当初月末までに納入しなければならない。

納入期日（今回は第４期分に該当します。）

第１期分（４月～６月）	→	４月末日
第２期分（７月～９月）	→	７月末日
第３期分（１０月～１２月）	→	１０月末日
●**第４期分（１月～３月）**	→	**１月末日**

栃木会の申請取次行政書士の動向

新規申出（１２月）	１名
更新申出（１２月）	３名
申請取次行政書士（１２月末現在）	１１３名

※新規申出は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：０２８－６３５－１４１１）
　次回の予約締切日：１月３１日（火）　受付日：２月８日（水）時間は予約時に案内します。
※更新の書類締切は毎月１５日です。
　詳細は、会のホームページ－会員専用ページ－各種データ－事務局関連　をご覧ください。

〈広告〉

約14万社の経審データを閲覧可能!

経審結果検索システム

経審Navi

Windows10/8.1/8/7/Vista（32ビット/64ビット対応）

全国の最新経審データを検索
ランキングを作成・CSV出力も可能

データ検索
経営状況ランキング
許可業種別ランキング
総完工高ランキング
CSV出力

栃木県版 24,840円　関東版 120,960円　全国版 380,700円

Wise 株式会社ワイズ TEL 026-266-0710
本社／〒380-0803 長野市三輪1-8-14
FAX 026-266-0845 MAIL info@wise.co.jp

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 28 年 12 月 31 日現在）

	支部・氏名	登録年月日 入会年月日	郵便番号	事務所名 所在地	電話	備考
	佐　野 栗原　崇	H28. 12. 1	327-0843	栗原行政書士事務所 佐野市堀米町 601-2	0283-24-1278	
	那　須 村上　文夫	H28. 12. 15	325-0051	村上行政書士事務所 那須塩原市豊町 7-9	0287-73-5501	
	鹿　沼 染宮　守	H28. 12. 15	322-0034	行政書士染宮守事務所 鹿沼市府中町 105-2	0289-64-1616	

【退　会】

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
栃　木	玉野　隆央	H28. 12. 6	廃　業				

【変　更】

支　部	氏　名	変更事項	変更内容
鹿　沼	髙根沢直人	所在地	鹿沼市上殿町 413-6
小　山	沼　　良	電話番号	0285-27-7946
宇都宮	宇賀神英巳	事務所名 所在地	行政書士宇都宮国際法務事務所 宇都宮市御幸ヶ原町 136-194

２０１７年版「行政書士手帳」販売中

残部僅少ですが、２０１７年版「行政書士手帳」の販売をしております。
２０１８年３月までの予定表入りですので、これからでもご活用頂けます。
１．手帳の仕様　ビニールシート　黒（１６９×８３㎜）分冊方式・差込式
２．価　　格　９８０円
３．販売方法　事務局に来局頂ければその場で販売致します。
郵送ご希望であればお電話でお申し付け下さい（別途送料７０円）。
（事務局電話番号：０２８－６３５－１４１１）
※売り切れの時はご容赦下さい。

広報部より

我が家に新しい家族が増えました。生後２か月の柴犬、龍馬（りょうま）です。龍馬の由来は、もちろん坂本龍馬です。今の日本を創ったともいえる方の名前をいただきました。松本龍馬・・・１文字違いで、なんだか素敵ってことで（笑）
我が家には、２歳の黒柴、琥珀（こはく）がすでに元気に暮らしていますので、仲良くできるか心配もあるけれど、楽しみでもあります。
毎日、事務所に２匹を連れて出勤しているので、お近くにお越しの際は、お気軽にお立ち寄りください。　（広報部　松本智美）

行政書士とちぎ１月号 №481

発行人　栃木県行政書士会　会長　横山 眞
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政書士とちぎ 2017.1
平成29年1月15日発行　第481号　栃木県行政書士会　〒320-0046　宇都宮市西一の沢町1番22号　TEL028(635)1411(代)

栃木県行政書士会 平成29年

マスコットキャラクター
アドちゃん

市民公開講座
開催のお知らせ

相続・遺言・終活について

知っているようで知らない
身近な問題について、
行政書士がやさしく丁寧に
解説します。

入場無料　予約不要

開催日	サブテーマ	会場	所在地	開始時刻
2/18(土)	終活とは。 ～終活の概要を知る～	栃木市栃木公民館	栃木市 日ノ出町14-36	午後2時00分
2/18(土)	将来の安心のために 今できること	那須塩原市厚崎公民館 大研修室	那須塩原市 上厚崎500-1	午後2時00分
2/19(日)	人生の最終章 エンディングノートの使い方等	元気あっぷむら 多目的ホール	高根沢町 上柏崎588-1	午後1時30分
2/25(土)	終活 何からはじめたらいい?	イオンモール佐野新都市 イオンホール	佐野市 高萩町1324-1	午後1時00分
2/25(土)	自分で決める、自分の人生の締めくくり	総合コミュニティセンター 大集会室	宇都宮市 明保野町7-1	午後1時30分
2/25(土)	将来の安心のために	足利市民プラザ本館 1階101号室	足利市 朝倉町264	午後1時30分

無料相談会も実施します。
テーマに限らず暮らしのお困りごと
などお気軽にご相談ください。

主催：栃木県行政書士会　TEL:028-635-1411
後援：宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・那須塩原市・高根沢町

成年後見　相続　遺言　契約書　許認可
行政書士相談センター
電話無料相談（月～金　9:00～17:00　年末年始・祝祭日除く）
028-638-0919（まるくいく）